

「第五次滋賀県環境学習推進計画（原案）」に対して提出された意見・情報と
それらに対する県の考え方について

	場所	意見	回答
1	第1章 p.1 49行目	「環境問題を自分事としてとらえ、主体的に行動を起こし、身近なところから対処する」の主語は誰でしょうか？子ども？、大人？、法人？、行政？	原案を通して述べているとおり、環境問題の解決には県民だけでなく、行政や企業など様々な主体がそれぞれの分野で協力して取り組む必要があります、このことから、御指摘の箇所では、特定の主体を指しているものではなく、全ての主体を主語として取り扱っております。
2	第1章 p.1 52行目	後の3ページ114行からの国の基本計画で説明しているが、環境基本計画ではウェルビーイングだけでなく、最上位目標を「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」としており、ウェルビーイングだけをういた理由を教えてください。一方、持続可能な社会づくりと個人の幸福が必ずしも一致しない場合もある。また個人の幸福の追求が社会全体の持続可能性とどのように結びつくのかがこの文章では分からない。	御指摘のとおり、持続可能な社会と個人の幸福追求が必ずしも一致するとは限りません。そのため、原案では、個人の幸福ではなく、「身体的な健康」「精神的な健康」「社会との繋がり」の3つがバランス良く満たされた状態を指す「ウェルビーイング」という概念を基本目標に取り入れております。 なお、国の第六次環境基本計画の説明については、基本的に以下の環境省のホームページに記載の文章を引用させていただいております。 https://www.env.go.jp/council/02policy/41124_00012.html
3	第2章 p.5 183行目	(1)から(5)までの課題について、優先順位はあるか？	優先順位はございません。
4	第2章 p.5 183行目	第四次計画での課題はどのように解決され、第五次計画の課題となったか？	第四次計画では、持続可能な社会を支える若い人材の育成不足や、県内の優れた環境学習の国内外への発信不足などを課題として捉え、これらの解決に向けて、小学校・中学校・特別支援学校の教員向けの初任者研修での環境学習の取り入れ、中南米のニカラグアでの「ニカラグア版UMINOKO」の運用などに取り組んできました。しかし、依然、課題として取り組む必要があると考えていることから、第五次計画（原案）でも引き続き、多様な主体とともに解決に向けて取り組んでいきます。また、ウェルビーイングの視点など、新たに発生してきた課題も存在するため、滋賀県環境学習等推進協議会、県政モニターアンケート、現場へのヒアリングなどでいただいた御意見をもとに、課題を5点に整理しました。
5	第3章 p.6 249行目	環境学習について、体系的・総合的とはどのようなことを指すのか？具体的に説明して欲しい	御指摘を踏まえ、下記のとおり修正します。 【修正前】 これからの環境学習は、持続可能な社会づくりをめざすものであり、そのためには、地球環境や自然保護の枠にとどまらず、歴史や文化、食糧、人口などの幅広い分野を対象とし、それらを相互に関連づけながら多角的にとらえる学習を、体系的・総合的に進めなければなりません。 【修正後】 これからの環境学習は、持続可能な社会づくりをめざすものであり、そのためには、地球環境や自然保護の枠にとどまらず、歴史や文化、食糧、人口などの幅広い分野を対象とし、それらを様々な視点・側面から捉え、相互に関連づけながら整理し、全体を俯瞰できる思考を育む学習を進めなければなりません。

	場所	意見	回答
6	第3章 p.7 278行目	第四次計画では「いのち」の文言がある。命は人類の究極目的であり、環境学習の目標として私は違和感があった。第五次計画では「人々が幸せに暮らす」となった。その変化の議論について教えて欲しい。	第四次計画では、「第五次滋賀県環境総合計画」で定めた「目指す将来の姿」にリンクする形になっていることに加え、計画策定時の自然災害や新型コロナウイルス感染症の社会への影響を踏まえ、人と人、人と自然といった「いのち」のつながりを大切にするという意味を込めて基本目標を策定しました。 第五次計画（原案）では、新型コロナウイルス感染症の流行が一定の落ち着きを見せたことに加え、滋賀県環境学習等推進協議会にて、国の第六次環境基本計画でも取り入れられた「ウェルビーイング」の考え方を強く肯定する議論が重ねられてきたことから、「ウェルビーイング」を意識した表現として、「人々が幸せに暮らす」を基本目標に盛り込むこととなりました。
7	第4章 p.8 296行目	4つの基本方針は環境学習として妥当で良いと思われる。ここで、ウェルビーイング/高い生活の質を捉えるならば、環境学習において経済を回す必要があると思われる。これまでの停滞した環境学習を進めるならば、経済的側面を基本方針として取り入れてはどうだろうか？	御指摘を踏まえ、下記のとおり修正します。 【修正前】 (3) 人材が育つ環境を整え、活動を促進する (中略) そうした人材の高齢化や参加者の固定化といった課題に対応するため、新しい人材の育成や若い世代の参画を進める必要があります。県は、誰でも気軽に参加できる環境学習の在り方の検討や、既に取り組んでいる方の活動の支援に取り組めます。 【修正後】 (3) 人材が育つ環境を整え、活動を促進する (中略) 一方で、人材の高齢化や参加者の固定化、経済的自立といった課題が出てきており、新しい人材の育成、若い世代の参画、優良事例の収集・発信などの側面的支援を進める必要があります。県は、誰でも気軽に参加できる環境学習の在り方の検討や、既に取り組んでいる方の活動の支援に取り組めます。
8	第4章 p.9 354行目	このモデルの意味はあるだろうか？人育てと社会づくりはどのように連携するのか、図で示されるようなギアではないと思われる。また軸は近江の心ともあるが、その根拠はどのようなものか？長年使われているモデルであるが、個人のウェルビーイングと持続可能な社会づくりを目標にするならば一から考え直すべきである。	環境学習が人を育て、その人と人が繋がり、小さなアクションが集まることで大きなアクションとなり、これらが積み重なることで、環境問題という社会課題の解決、ひいてはウェルビーイングの実現に繋がっていくという理想像が見える化したものが、御指摘のギアモデルです。また、「近江の心」として表現しております自然や地域を大切に想う気持ちがないと、このギアは回っていかないと考えております。あくまで「イメージ」ですので、御指摘のとおり、全てにおいてこのモデルには当てはまらないかと存じますが、環境学習が環境問題の解決に繋がることをわかりやすく示すモデルとして、今でも適切なものであると考えております。このことから、原案のとおりとします。
9	第4章 p.10 395行目	活動とは、環境学習活動か？、環境保全活動か？	環境学習活動と環境保全活動の両方の活動を指しています。なお、「環境保全活動」については、その取組の場が環境学習の機会として活用されていることが考えられるため、環境学習活動に含まれるものと考えております。

	場所	意見	回答
10	第4章 p.10 395行 目	県民個人家庭、NPO地域団体、学校、事業者、県とあるが、市町はどこに入るか？また滋賀県において国はどのようにすべきか？	本計画は県の計画であり、原案における主体に市町は含めておりません。なお、市町との連携については、原案にて下記のとおり整理しております。 ・環境学習は、県民の日常生活と密接に関連しており、住民と最も身近で深い関わりを持つ市町の役割が重要であることから、市町との情報の共有・交換を行い、連携・協力しながら、地域の特性を生かした環境学習を推進します。（p.22 705行目） また、国との連携については、原案にて下記のとおり整理しております。 ・県は、国や他の自治体とも環境学習に関する情報の共有・交換を行うとともに、取組成果を発表する機会づくりや交流事業の実施などの取組の充実や広がりを推進します。（p.22 715行目）
11	第4章 p.11 442行 目	環境教育と使っているが、環境学習ではないか？	御指摘を踏まえ、下記のとおり修正します。 【修正前】 自然環境の保全・再生、地域の防災力向上にもつながる重要な環境教育の場になっています。 【修正後】 自然環境の保全・再生、地域の防災力向上にもつながる重要な環境学習の場になっています。
12	第4章 p.11 462行 目	「作られ方をしっかり見る」とは？とても大雑把な言い回しではないか。	御指摘を踏まえ、下記のとおり修正します。 【修正前】 作られ方をしっかり見る 【修正後】 製造過程を知る・調べてみる
13	第4章 p.12 コラム	「竜王町コミュニティ・スクール」という言い方を「竜王町地域学校協働本部」に変更をお願いします。 コミュニティ・スクールというのは制度の呼び方で、活動主体は地域学校協働本部です。	御指摘を踏まえ、下記のとおり修正します。 【修正前】 竜王町コミュニティ・スクールの取組 【修正後】 竜王町地域学校協働本部の取組
14	第4章 p.12 470行 目 コラム	コミュニティスクールの例では、学校の連携でもあり、次の(3)学校とも重なってくるため、より地域を生かした例をあげて欲しい。	竜王町コミュニティ・スクール（正しくは、竜王町地域学校協働本部）の取組については、地域団体と学校が連携している優良事例であることから、原案のとおりとします。

	場所	意見	回答
15	第4章 p.13 509行 目	文章が切れており分からない	御指摘を踏まえ、下記のとおり修正します。 【本文】 環境学習の推進にあたって、他の学校やNPO・地域団体、事業者、行政、地域の環境学習拠点などの主体と協力・連携し、情報交換を図る。
16	第4章 p.15 570行 目	やまのこは、行政が主体か？学校が主体か？学校教育の一環であれば、学校の例へ挙げるべき。	森林環境学習「やまのこ」事業は森林政策課(行政側)と教育委員会(学校側)が協力して実施しています。具体的な学習日の調整や学習プログラムの開発等については、森林政策課が主体的に実施していることから原案のとおりとします。
17	第5章 p.18 575行 目	指導者やリーダー育成といった人材育成に力を入れることはとても評価できる。	—
18	第5章 p.18 575行 目	指導者とリーダーの違いは何であるか？	指導者とリーダーは明確に使い分けているわけではなく、一般的にいずれも使用されている用語であることから、原案でも併記しております。
19	第5章 p.18 575行 目	基本事項の「持続可能な社会づくりに向けて、主体的に行動できる」人を育て、人々のウェルビーイング実現に寄与する環境学習を指導できる指導者・リーダーとはどのようなものであるか、またどんな年齢層の人材をどのように、どれくらい育成するのかを明記すべき。この第5章1についてもっと具体的な計画を描くべきである。	本計画で求める環境学習の指導者・リーダーとは、原案でお示ししているとおり、持続可能な社会に向けて一人ひとりの問題意識や意欲を引き出し、主体的な学習や行動を支え、導いていくため、豊富な経験や熱意をもって活動を主導し、関わりのある人たちを結びつける人材であると考えています(p.8 332行目)。なお、県では一般の方から指導者・リーダーのトップ層まで各層に応じた指導者育成事業を実施しており、御指摘の点については、個別の事業において目標設定すべきものであると考えておりますことから、原案のとおりとします。
20	第5章 p.18 590行 目	人材育成の前に人材発掘も必要ではないか。	御指摘のとおり、「人材育成」だけでなく「人材発掘」も重要な視点であると考えており、原案においても、下記の施策項目などで実施を想定しておりますことから、原案のとおりとします。 ・場や機会づくり(p.18 598行目) ・情報の提供、普及啓発(p.18 599行目)
21	第5章 p.18 590行 目	人材や組織を運営する際、経済的循環は不可欠である。それら支援を行うべきである。	御指摘のとおり、環境学習の指導者となりうる個人・団体・企業等においても、「経済的循環」は必要不可欠であると考えております。このことから、下記の施策項目などで、助成制度の御案内や申請のための技術的支援などを想定しておりますことから、原案のとおりとします。 ・人材育成および活用(p.18 596行目) ・情報の提供、普及啓発(p.18 599行目)

	場所	意見	回答
22	第5章 p.18 590行目	5点以外に、人材が活躍できる団体や組織の育成や支援が必要ではないか。個人では活動しづらく、またNP0等も脆弱な組織である場合が多い。	御指摘のとおり、特に個人で環境学習の指導者として活動されている方にとって、母体となるものの有無は大きな課題であると存じます。このことから、下記の施策項目などで、指導者同士のネットワーク構築に繋がる場や活躍の場の提供などを想定しておりますことから、原案のとおりとします。 ・場や機会づくり（p.18 598行目） ・情報の提供、普及啓発（p.18 599行目）
23	第6章 p.20 661行目	環境学習センターがこの計画において大きな役割を担う必要があるが、現在のセンターの業務では、上記の「持続可能な社会づくりに向けて、主体的に行動できる」人を育て、人々のウェルビーイング実現に寄与する環境学習を支援できる状態には程遠いと思われる。「環境学習を推進する指導者リーダーを支援したり、組織化し運営できる人材を育てる」センターの人材育成をどのように考えているか？	琵琶湖博物館 環境学習センターについては、環境学習の推進・中間支援を行う拠点として位置付けており、設置の背景からしても、御指摘のとおり大きな役割を担っています。一方で、人材育成を含む中間支援については、琵琶湖博物館 環境学習センターだけでなく、全庁的に取り組むこととしており、スキルアップのための学びの場や活躍の場の提供など、様々な側面から人材育成のための支援を想定しています。御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
24	第6章 p.20 653行目	後の22ページの地域ESD活動推進拠点は含まれないのか？これらと環境学習センターとの連携や位置付けについて明記して欲しい。	「地域ESD活動推進拠点」については、環境学習の場や機会をつくるなどの中間支援機能を有した組織・団体が含まれるものだ認識しており、これらの情報の取りまとめ等の拠点的な役割を担うものが琵琶湖博物館 環境学習センターであると認識しております。一方で、ここでの「地域ESD活動推進拠点」の紹介については、関係する主体の具体的な例示の趣旨で掲載しておりますことから、原案のとおりとします。
25	その他	「環境教育等促進法」を受けて、教育機関などとはあまり結びついていないと思われる「環境学習」という枠内のみではなく、教育委員会も大きく巻き込んだ「環境教育」の視点から大幅な改正が求められていると思います。	本計画における「環境教育」と「環境学習」の考え方については、原案で下記のとおり整理をしております。 ・環境を学び、考えることに関して、「環境教育」と「環境学習」という言葉が使われていますが、両者は厳密に区分して使い分けられているものではなく、また各々の定義について統一的な見解が定まっているものでもありません。本計画では、環境学習推進条例に基づく計画であることと、より積極的・主体的に「学び、考える」姿勢を表す言葉として、「環境学習」の言葉を用いています。（p.2 94行目） 御指摘のとおり、環境学習の推進にあたっては、教育委員会を始めとする教育機関の協力が必要不可欠です。例えば、本計画の実施状況などを議論いただいている「滋賀県環境学習等推進協議会」（本文 p.23 740行目）では、県教育委員会に共同事務局を担っていただいております。委員には、教員など実際に教育現場で活動されている方にも委員として参画いただいております。 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

	場所	意見	回答
26	その他	「環境学習センター」の役割がよく見えなくなってきたようです。中間支援機能は環境学習センターのことなのでしょう。環境学習は単に琵琶湖だけにかかわる問題ではないので、びわ博に置くのではなく、地球温暖化対策も含めたセンター機能の位置付けと強化が求められていると思います。	琵琶湖博物館 環境学習センターの役割については、「中間支援機能＝環境学習センター」ではなく、環境学習の中間支援を行う拠点として位置付けております。そのため、中間支援を行う組織としては、県はもちろんのこと、市町や県内各地にあります環境学習施設も該当するものと考えております。 なお、環境学習センターを琵琶湖博物館に置くことにより、学芸員と連携した質の高い相談対応を実現できており、琵琶湖博物館の来館者をターゲットにした啓発等にも取り組んでいます。引き続き、琵琶湖博物館にある利点を生かして、積極的な環境学習の推進に努めて参ります。
27	その他	この計画は、言葉は立派でも実際の生活にはあまり役立たない「絵に描いた餅」のように感じます。子育て中の私にとって、環境のことはもちろん大切ですが、忙しい毎日の中でどうやって具体的に子どもに教えたり、実践したりすればよいのかが示されていません。 計画は難しい言葉ばかりで、私たち家族が気軽に組み入れる活動や支援が不足していると思います。形だけのことを並べているだけで、本当に効果のある環境教育とは言えません。 行政はもっと現実に即した、家庭や地域に根ざした具体的なサポートを提供してほしいです。そうでなければ、この計画はただの理想論で終わってしまいます。	御指摘を踏まえ、原案の第4章の3「各主体に期待される活動」（1）県民において、以下のコラムを追記することとします。 なお、具体的なサポートとしては、例えば、琵琶湖博物館 環境学習センターでは、双眼鏡や魚とりの道具など、御家庭での環境学習でも活用できる様々な備品の貸出を原則無料で行っておりますので、ぜひ御活用いただければと存じます。（当該ページ：https://www.ecoloshiga.jp/equipment/） 【コラム】親子で環境学習に取り組んでみよう 「環境学習」と聞くと、難しく感じてしまう方もいるかもしれませんが、琵琶湖博物館などの地域の博物館や科学館を訪れたり、家族でテレビやインターネットなどで見た環境や生き物に関する話題について話し合うことも、家庭でできる環境学習の1つだと考えています。 県でも、「びわ湖を学ぼう」や琵琶湖博物館公式YouTubeチャンネル「びわこのちからチャンネル」など、親子で一緒に学べる教材を作成・公開していますので、親子で楽しく、気軽に環境学習に取り組んでみてください。
28	その他	環境学習を進めることは大切だと思いますが、内容が難しすぎて、私たちにとっては何をしたらいいのかわかりにくいです。 計画では「持続可能な社会づくり」や「人材育成」といった目標が書かれていますが、何を具体的にがんばればいいのかははっきりしていません。環境のことは一人一人が努力するだけでなく、地域や会社も一緒にがんばらなければ、意味がありません。 また、琵琶湖の環境など地域の特色については触れられていますが、県全体のひとつの計画としてまとめられているため、地元の実情に合わない部分もあると思います。 最後に、この計画は内容がむずかしく、具体的な活動や協力の仕組みが不足しているため、子供たちが環境について学び、行動するためには弱いものだと思います。もっとわかりやすく実際に動きやすい計画にして、若い人や地域の人たちの意見も取り入れてほしいです。	御指摘のとおり、環境問題の改善や解決のためには、個人の努力だけでなく、自治体や企業を含むすべての主体が協力して取り組む必要がございます。そのため、原案では、第4章の3（p.10 395行目～）にて、県民や企業、地域団体等に期待される活動について、事例を交えてお示しさせていただいておりますが、ここで例示したものが全てではございません。例えば、家族で琵琶湖や山に行って子どもたちに自然に触れる機会を提供することも、御家庭でできる環境学習の1つです。第4章の1で整理した4つの基本方針（p.8 296行目～）なども参考に、それぞれの主体で環境学習に取り組んでいただければと思います。 いただいた御意見を踏まえ、若者や地域住民の方々のお声をいただきながら、今後の施策推進に繋げて参ります。